

第3回登別市総合計画第4期基本計画市民自治推進委員会 ぬくもり部会 議事録

●開催日時 : 令和6年9月13日(金) 18時30分~19時50分

●開催場所 : 市役所 第1委員会室

●出席者

部会長	田淵純勝
副部会長	雨洗康江
部会員	山田正幸 佐藤画美
庁内検討委員	部会長:安部直也 副部会長:佐藤拓也 部会員:登山利博 竹原敏文 木田元樹 奥山幸恵 冨水洋平 佐々木 健
事務局	企画調整G:近間聡史 服部将大 遠藤 亨 市民協働G:大内拓海 鳥海秀充 新関麻亜子

●欠席者

部会員	今 順子 望月啓一郎
-----	------------

- ◆議 題:①協議テーマ「地域福祉・高齢者施策」の振り返り
②第4期基本計画の体系図について
協議テーマ:「障がい施策・自立支援・社会保障」

【ぬくもり部会】

議題1 協議テーマ「地域福祉・高齢者施策」の振り返りについて

(部会長)

本日は、お忙しいところご出席いただきありがとうございます。

それでは、議題(1)「協議テーマ「地域福祉・高齢者施策」の振り返り」についてですが、8月28日に開催されました本部会にて、事務局よりお示しいただいた第4期基本計画体系図の素案の協議テーマ「地域福祉・高齢者施策」に関する体系図の文言等の設定について協議し、さまざまなお意見をいただきました。

皆様のご意見については、事務局の方で持ち帰り、市の庁内検討委員会で体系図等にどのように落とし込んでいくかなど協議していただいています。

その協議結果について、事務局でまとめているとのことですので、説明をお願いし

ます。

(事務局_企画調整G)

8月28日に開催されました本部会にて、皆さんからいただいた意見等を踏まえ協議結果について、事務局より説明いたします。

体系図の文言については、修正なしとして皆さんに承認をいただいておりますので、前回の部会でお示ししたとおりとしています。

続きまして、「主要な施策の考え方」についてですが、第1節－施策I－基本的な方向1－主要な施策「①地域福祉の推進に向けた意識の醸成」における主要な施策の考え方についてですが、市民1人1人に地域福祉に対する意識づけが必要であると捉え、どのように意識づけするのかを具体的に記載してはどうかという意見がありました。

「主要な施策の考え方」の具体的な文案につきましては、市民自治推進委員会の皆さんの協議結果や第3期基本計画策定後の社会情勢の変化、今後10年間の展望を踏まえて、2月以降に市の庁内検討委員会で検討し、策定するものとなります。

そのため、今回お示しするものにつきましては、8月28日の部会でいただいた皆さんのご意見や庁内検討委員会で協議した結果を踏まえ、関係部署で考え方の記載の方針を示したものとなります。

先ほども申し上げたとおり、具体的な文案は2月以降に庁内検討委員会で検討し、まとめることとなります。

それでは、今回お示ししている主要な施策の考え方の記載方針について、関係部署より説明いただきます。

(庁内委員_社会福祉G)

地域福祉の推進に関わりが薄かった市民等への意識付けを促すために、SNSを活用した周知啓発等の効果的な手法について検討して記載する方向で考えています。

(事務局_企画調整G)

次に、主要な施策「②地域を支える仕組みづくりと福祉ネットワークの充実」にお

ける主要な施策の考え方についてですが、地域福祉活動の主体となる町内会が人口減少などにより縮小していくことで、地域福祉活動が停滞するといった課題が考えられることから、これらの状況を踏まえた地域福祉の基盤となるネットワークづくりの考え方を記載してはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署より説明をお願いします。

(庁内委員_社会福祉G)

地域福祉活動の主体は町内会や民生委員・児童委員等には変わりはありませんが、高齢化や担い手不足といった状況もあるため、NPO やボランティア、福祉に関わる団体のほか、関わりのない方も含めて地域全体で支え合う体制の構築に努める等の記載をしたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

次に、施策Ⅱ－基本的な方向1－主要な施策「①高齢者の生きがいづくりの場と機会の充実」における主要な施策の考え方についてですが、老人クラブの活動以外での地域のサロン活動等が増えていることや現役で仕事をする年齢層が上がっている等、社会情勢の変化により老人クラブ活動の考え方やあり方を検討する必要があるのではないかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署より説明をお願いします。

(庁内委員_社会福祉G)

老人クラブは少なくなっていますが、一定の活動の場があり、老人クラブに限らず、地域のサロン活動等、さまざまな活動の場があることから、老人クラブやシルバー人材センターに特化した記載ではなく、全て併せた形の記載にしたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

次に、主要な施策「②高齢者の健康づくり活動の支援」における主要な施策についてですが、高齢者の健康づくりという観点から後期高齢者の健康推進に関する内容を記載するのはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署より説明をお願いします。

(庁内委員_健康長寿G)

健康推進に関する内容については、第2節で後期高齢者に限らず市民全体として記載するため、第2節に含めるようにすることや第1節の施策V「暮らしの安心を支える制度」に後期高齢者や国民健康保険の健康増進に関する記載があるので、この主要な施策には記載しない方向で考えています。

(事務局_企画調整G)

次に、主要な施策「③高齢者の生活基盤の整備」における主要な施策の考え方についてですが、定年退職時期を起点に、その後の人生における生活基盤づくりについて記載してはどうかという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署より説明をお願いします。

(庁内委員_高齢・介護G)

高齢者に限らず市民のライフスタイルは多様であることから、高齢者が生活しやすい環境を整備するという内容を記載したいと考えています。

また、主要な施策「③高齢者の生活基盤の整備」という文言については承認いただいておりますが、ハードのインフラ整備を想起させることから「高齢者の生活を支える取組の推進」という文言に修正することを検討しています。

(事務局_企画調整G)

次に、基本的な方向2－主要な施策「⑤介護保健サービスの提供体制の整備」における主要な施策の考え方についてですが、介護人材の確保については、介護福祉士の資格取得に対する支援を検討してほしいという意見がありました。

ご意見等踏まえた協議の結果について、関係部署より説明をお願いします。

(庁内委員_高齢・介護G)

個別の施策に関する意見のため、文言としては第4期基本計画に記載しないこととしたいと考えています。

(事務局_企画調整G)

いま、ご説明しました「主要な施策の考え方」に関する部分については、繰り返しの説明となりますが、現時点での関係部署からの記載方針となりますので、具体的な文案につきましては、2月以降の庁内検討委員会でさらに協議を進め、令和7年7月頃に策定しますのでよろしくお願ひします。

また、2月以降の庁内検討委員会で協議内容につきましては、節目節目に皆さんに情報提供させていただきます。

説明は以上となります。

(部会長)

今、事務局よりご説明がありましたが、質問等ございますでしょうか。

(部会長)

町内会は高齢化により担い手不足や組織的な課題について、今後の体制づくり等を含めてしっかり市としても検討してほしいと考えています。

(委員)

計画を作っても推進する体制が整ってなければ推進は難しいと私も考えています。

(事務局_企画調整G)

町内会の推進体制については、まちづくり部会での協議となりますので、皆さんの意見をお伝えして、まちづくり部会での議論となるようにしたいと考えています。

(部会長)

次に、議題(2)「第4期基本計画の体系図」について、本日は「障がい施策・自立支援・社会保障」をテーマに協議していくこととなります。

それでは、事務局より本日の協議テーマに関する部分について、説明をお願いします。

(事務局_企画調整G)

事務局より、本日の協議テーマのうち、先に「障がい施策」に関する部分の第1章－第1節－施策Ⅲ－基本的な方向1、2、3と各基本的な方向に紐付く主要な施策に

ついて、ご説明させていただきます。

第1節「誰もが安心して暮らせるまちをつくる」を実現させるための施策Ⅲ「障がい者（児）福祉の確立」とありますが、こちらは第3期基本計画から変更ありません。さらに、この施策を実現させるための基本的な方向1「障がい者（児）への理解」、基本的な方向2「障がい者（児）の自立支援」、基本的な方向3「障がい者（児）の社会参加の促進」とありますが、どれも第3期基本計画から変更ありません。

次に、基本的な方向を進めるための主要な施策についてですが、まず基本的な方向1「障がい者（児）への理解」の主要な施策は、障がいのあるなし関わらず全ての市民が、相互に理解を深めるための交流や啓発の促進に努める「①心のバリアをなくす市民意識の醸成」については、第3期基本計画から変更ありません。

また、この「主要な施策の考え方」については、第3期基本計画に即して言えば、障がいのある人もない人も全ての市民が、相互に理解を深めるための交流や啓発の促進に努めることとしており、具体的な事業につきましては「あいサポーター養成事業」が位置づけられています。

次に、基本的な方向2「障がい者（児）の自立支援」の主要な施策は、障がい者（児）が自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めるほか、障がいに応じた施設整備、成年後見制度の周知や障がい者の権利・利益の保護、障がい者虐待の予防・早期発見・早期対応に努めるなどの「①生活支援の充実」、障がい者（児）が安心して相談できるよう、相談支援体制の充実に努めるほか、障害者地域自立支援協議会の活動を促進するなどの「②相談支援体制の充実」、必要な知識や技術を習得する研修等を提供し、ボランティアの育成に努める「③ボランティアの育成支援」、助成制度の周知・啓発による障がい者の一般就労を促進するほか、就労や訓練の場の確保等の就労相談支援体制の充実に努めるなどの「⑤就労支援の充実」、障がい者（児）に配慮した公共施設等の整備や住環境の整備に努める「⑥生活環境の整備」とありますが、どれも第3期基本計画から変更ありません。

また、第3期基本計画では、児童デイサービスセンター機能の強化や障がいや発達遅れの早期発見に努め、各種相談や情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めることから「④療育体制の整備」としていましたが、考え方に大きな変更

はありませんが、本市で策定している「障がい者支援計画」との整合性を図り「④療育体制の充実」に文言を修正しています。

次に、これらの「主要な施策の考え方」について、主要な施策「①生活支援の充実」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、障がい者（児）が自立した生活が送れるよう、在宅支援の充実に努めるほか、既存施設の活用等を視野に関係団体等と連携し、障がいに応じた施設整備の充実に努めることや成年後見制度の周知やその活用を推進し、障がい者の権利・利益の保護に努める、障がい者虐待の予防・早期発見・早期対応に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「成年後見制度利用支援事業」、「自立支援医療」、「重度心身障害者医療費助成事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②相談支援体制の充実」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、障がい者（児）が安心して相談できるよう、相談支援体制の充実に努めるほか、障がいの早期発見・早期治療等を関係者との連携のもと、総合的かつ効果的に推進するため、障害者地域自立支援協議会の活動を促進することとしており、具体的な事業につきましては、「総合相談支援事業」「身体・知的障害者相談員設置事業」が位置づけられています。

次に、主要な施策「③ボランティアの育成支援」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、ボランティア活動の推進や育成を図るため、必要な知識や技術を習得する研修や体験の機会を提供し、ボランティアの育成に努めることとしており、具体的な事業につきましては、「手話推進支援員養成等事業費」「社会参加等事業補助金」が位置づけられています。

次に、主要な施策「④療育体制の充実」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、障がいや発達に心配のある児童への療育を充実させるため、児童デイサービスセンター機能の強化を図るほか、障がいや発達の遅れなどの早期発見に努めるとともに、各種相談や情報提供、関係機関との連携を図り、療育体制の充実に努めることとしており、具体的な事業につきましては「児童デイサービスセンターのぞみ園運営事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「⑤就労支援の充実」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、障がい者の一般就労を促進するため、関係機関と連携して助成制度の周知・啓発を行うとともに、就労や訓練の場の確保や就労相談支援体制の充実に努めるほか、一般就労が困難な障がい者に、働く場を提供する就労支援施設の充実に努めることとしており、具体的な事業につきましては「精神障害者通所交通費助成金」「障害者自立更生促進助成事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「⑥生活環境の整備」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、障がい者（児）に配慮した公共施設等の整備・改善の推進及び自立生活に配慮した住宅、住環境の整備に努めることとしており、具体的な事業につきましては「のぞみ園新型コロナウイルス予防対策事業」等が位置づけられています。

次に、基本的な方向3「障がい者（児）の社会参加の促進」の主要な施策は、障がい者団体等と連携した、社会参加活動の支援やボランティア体制の充実に努めるなどの「①障がい者団体等の活動支援」、障がい者（児）のスポーツや文化活動等を行う場をつくり、参加する機会の拡充に努める「②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成」とありますが、ともに第3期基本計画から変更ありません。

次に、これらの「主要な施策の考え方」について、主要な施策「①障がい者団体等の活動支援」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、障がい者団体と連携を図りながら、社会参加活動を支援し、団体の育成と組織の活性化に努めるほか、ボランティアセンターを中心とするネットワークづくりとボランティア体制の充実、障がい者（児）が市民と広く交流できる共生サロン事業所において、各事業所の特性を生かした交流が活発に行われるよう支援することとしており、具体的な事業につきましては、「社会参加事業」「身体障害者自動車燃料費助成事業」等が位置づけられています。

次に、主要な施策「②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成」の主要な施策の考え方は、第3期基本計画に即して言えば、障がい者（児）が心豊かな生活ができるよう、スポーツや文化活動等を行う場の整備を図り、参加する機会の拡充に努めること

としており、具体的な事業につきましては、「地域活動支援センター事業」が位置づけられています。

次に、今後の10年間においては、障がいの重度化や高度化に伴うニーズの多様化・複雑化に対応する必要があることから、第4期基本計画から「③障がい者（児）への情報提供の充実」を新たに追加しています。

以上で、「障がい施策」に関する体系図の説明を終わりますが、

（前回の部会でもご説明しましたが）体系図案に参考で記載している「第3期基本計画における主要な施策の考え方」が、第4期基本計画期間中ではどのようになっていくのか、加えるべきものがあるのではないかなど、議論していただきながら、その過程において体系図の文言を修正したほうがいいのではないかと議論をしていただければと思います。

また、第4期基本計画から新たに追加した主要な施策「③障がい者（児）への情報提供の充実」につきましては、「第3期基本計画における主要な施策の考え方」は記載していませんが、市の関係する部署の職員にも参加いただいていますので、意見交換等していただきながら文言等について議論をしていただければと思います。

以上となります。

（部会長）

文言について「療育体制」とはどういうものを指すのでしょうか。

（庁内委員_障がい福祉 G）

療育という文言については、療養と教育を合わせた言葉となります。

療養については、例えば、肢体不自由の方にストレッチをしてもらう等があげられ、教育については、福祉分野でいうと集団で同じように動くことを教わる等があげられます。

「療育」という文言は一般的に使われるものとなります。

また、療育体制については、療育を行う機関や施設等のことであり、具体的にはのぞみ園や民間が運営している放課後デイサービスを指します。

(部会長)

就労支援の充実について、どのように充実を図っていくのかももう少し具体的に記載する必要があるのではないかと考えます。

また、文化スポーツ活動の支援について、中学校の部活動に対する地域支援の動きが国でもあるため、指導者等の育成も含めた支援の考え方が必要と考えています。

(事務局_企画調整 G)

主要な施策「②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成」については、障がい者(児)の社会参加の促進での施策となります。

中学校の部活動に関する施策につきましては、育み部会で議論していただいています。

(委員)

障がい認定を受けていない、例えば、引きこもり等といった複雑な事情を抱えた方に対する支援の考え方はここで示されないでしょうか。

(庁内委員_障がい福祉 G)

障がい認定を受けていない方に対する支援を障がい者施策の枠組みで実施することは考えていませんが、制度の狭間で法的なサービスに至らない方のための支援があり、社会福祉といった包括的に捉えた施策として対応することになるかと考えています。

(事務局_企画調整 G)

委員のおっしゃった方に対する支援については、行政としても課題と感じており、体系図でいうと例えば、第1節－施策Ⅰ－基本的な方向1－主要な施策「③包括的な支援体制の構築」等で支援していくことも想定されると思います。

(庁内委員_社会福祉 G)

施策Ⅳ「自立した暮らしへの支援」に位置づけている取組として生活困窮者自立支援制度があり、引きこもりに対して訪問や支援を行う取組を実施しています。

(委員)

就労支援の充実について、就労支援施設の方が一般就労に移行するための受け皿があることがあまり知られていないと感じています。ただ、実際には協力していただいている団体等が他にもあるのではないかと考えますが、行政ではそういう団体等を把握されているのでしょうか。

(庁内委員_障がい福祉 G)

就労支援事業者の方とは定期的にやりとりを行いながら把握しています。

また、ハローワークや就業支援センター等、障がい者雇用の専門家の方々に定期的に市役所に来ていただき、障がいのある方と個別に面談していただいています。

(事務局_企画調整 G)

委員からいただいたご意見について、就労支援施設に通っている方たちが一般就労に移行する関係のご意見だと捉えています。

一般就労を促進するために行政が様々な取組を実施していることを第3期基本計画でも記載がありますが、さらに強化していくべきではないかというご意見かと思えますので庁内検討委員会で持ち帰り協議させていただきます。

(部会長)

先ほどお話しさせていただいた主要な施策「②文化スポーツ活動の支援と指導者の育成」について、文化スポーツ活動の支援が具体的にどのようなものがあるのか考え方に示していただきたいと思います。

また、主要な施策「③ボランティアの育成支援」の文言について、ボランティアの考え方として、有償や無償に関わらないものであり、育成支援という文言が相応しくないように感じています。ボランティアは登録制で実施している等の実態があるのでしょうか。

(庁内委員_障がい福祉 G)

ボランティアは自主的に行うものであると認識しており、行政としては場所の提供やボランティア活動に必要な消耗品の購入等による支援、そしてこの支援を通じてボランティア団体の中で講師を育てていく等の育成ということをここで示しています。

(事務局_企画調整 G)

障がいのある方たちが日常生活を送るうえではボランティアの方々のサポートも欠かせないことや庁内委員の関係部署より説明がありましたとおり、障がいのある方たちをサポートするボランティア団体に対して講師を育成する支援を実施していることから主要な施策に位置づけているものと考えています。

(部会長)

文言だけ見てしまうと通常のボランティアに捉えられてしまうため変更した方がいいと考えます。

(事務局_企画調整 G)

障がいのある方たちを支えるボランティアの育成支援等といったわかりやすい文言に変更するかどうか、先ほどご意見いただきました文化スポーツ活動の支援に係る具体的な支援の考え方も併せて、庁内検討委員会で議論させていただきます。

(部会長)

障がい施策のほか、自立支援や社会保障に関する文言及び内容についてご意見等ありますでしょうか。

【意見等なし】

(部会長)

本日の議題は以上となりますが、最後に委員の皆さんから何かありませんでしょうか。

(部会長)

これで市民自治推進委員会ぬくもり部会を終了いたします。

皆さん、お疲れさまでした。